

<<以下、仮訳であり、ご利用に当たっては、原文もご確認下さい>>

12 項

第 139 号

特別セクション 149 N

政府官報

2022 年 6 月 27 日

工業省告示（仮訳）

件名； 工業省工場局が所管するリスト 5.6 に基づく有害物質の生産及び輸入に関する届出・仏歴 2565 年（西暦 2022 年）版

有害物質法の改訂版（第 4 版）仏歴 2562 年版（西暦 2019 年）によって改訂された、有害物質法・仏歴 2535 年版（西暦 1992 年）の 5 条 3 項、及び 20 条（1）に基づき、工業省大臣は有害物質委員会の意見を踏まえて、次のように告示する。

第 1 項； 工業省工場局が所管する有害物質リスト 5.6 記載の有害物質の生産及び輸入に関する届出に関する工業省告示・仏歴 2558 年版（西暦 2015 年）を廃止する。

第 2 項； 本告示に於ける用語の定義

“有害物質”とは、有害物質法・仏歴 2535 年版（西暦 1992 年）の 18 条 2 項（第 2 種有害物質）で告示されている有害物質リストの内、工業省所管のリスト 5.6 に関する工業省告示に記載されている有害物質を意味する。

“単一物質（Substance）”とは、自然界に存在するか又は各種の製造プロセスによって生成する元素又は化合物を意味する。単一物質の安定性を維持するために必要な添加剤又は製造プロセスで生じる不純物も含まれる。しかし、物質の安定性に影響を与えたり、物質の組成に変化を生じさせたりすることなく、物質から分離できる溶媒は含まない。

“混合物（Mixture）”とは、互いに反応しない 2 つ以上の単一物質からなる混合物または溶液を指す。

第 3 項； 単一有害物質の生産者、及び単一有害物質又は成分としてその有害物質を含む混合物の輸入業者であって、全ての製品に於けるその物質の量が年間 1MT 以上の場合、この告示に添付してある Wor./Or.32 の書式で届出を行う。

上記パラグラフ 1 に基づく届出は、工場局の電子ネットワークシステムを介して又は工場局の告示に従って、届出る。

第 4 項； 第 3 項に従って単一物質の 1 月 1 日から 12 月 31 日までの 1 年間の総量を計算し、添付 Wor./Or.32 の書式で暦年の物質の総量として、翌年の 6 月 30 日までに届

出る。

第5項； 工業省告示；Re:工業省工場局が所管するリスト 5.6 に基づく有害物質の生産及び輸入に関する届出・仏歴 2558 年（西暦 2015 年）版に基づく届出は、本告示の発効日以前に於いては、本告示に基づく届出と見なす。

第6項； 本告示は、政府官報に掲載された日の翌日から 90 日後に発効するものとします。

告示日；仏歴 2565 年（西暦 2022 年）4 月 19 日

工業省大臣

Suriya Chungrungrangkit